

千葉県協会主催(主管)大会における背面に関する規定 (2019年4月1日変更実施)

「千葉県バドミントン協会：着衣上の背面に関する規定」

- (1) (公財)日本バドミントン協会大会運営規程第4章第24条に準拠する。(以下の参考を参照)
背面には3行までの文字列の表示が認められ、選手名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を表示する。
千葉県においては3行のうち1行に(4)に規定する所属名を示す行が無ければならない。
- (2) 専用の背面布を着衣に取り付けたものを認める。専用布は背面に4点をしっかり止めること。
- (3) プリント、手書きの何れも認める。
- (4) 所属名(=チーム名)は、大会参加申込書の所属名とする。**千葉県民体育大会においては郡市名が所属名。
- (5) 複・混合複の場合は2名とも付けなければならない。県民大会を除き異なる所属名を使用できる。以上
*所属名の表示例：千葉市の場合「千葉」「千葉市」「CHIBA」「CHIBA CITY」を使用できる。
*所属名(=チーム名)とは、県内に活動拠点をもち、継続して組織的に活動している団体の名称を言う。
従って、学校名、企業名、任意に設立された団体、郡市代表チームの名称が使用できる。

(参考) 大会運営規程 第4章 第24条 (2022-2023 BADMINTON 競技規則)

第24条 着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

- (1) ウェア(上衣)の背面には、単一色で3行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。なお、3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする。
- ① 文字列各行の大きさは、高さ6cm~10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。また、文字列にはロゴを含まないものとする。
 - ② プレーヤー名、チーム名の表示が高さ6cm~10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示ができない場合は複数行になっても構わない。ただし、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm~10cmとする。
 - ③ 背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは高さ15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。
 - ④ 文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。
- (2) ウェア(上衣)の前面には、複数行の文字列の表示と、前番号の表示を認める。
- ① 複数行の文字列は、高さ10cm、横40cmの範囲内に納まるものとし、チーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができる。(文字列にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい)
 - ② 文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
 - ③ 前番号はウェア(上衣)前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁横4cm以内とし、二桁以内とする。
- (3) ウェア(上衣)には、右襟、左襟、右袖、左袖(袖のない場合は、右肩前面、左肩前面)、ウェア前面の5ヵ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示することができる。ただし、1ヵ所に表示できるものは1つまでとする。
- ① 1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
 - ② 上記3つのうち1つは50cm²位内でも可とする。(製造メーカーロゴを除く)
 - ③ 製造メーカーロゴはその数に入れない。
 - ④ (公財)日本バドミントン協会とのスポンサー契約に於いて本会第1種大会が表示を認めた20cm²以内のロゴは記述の5ヵ所の内、1ヵ所に追加して表示することができる。その際そのロゴは数に入れないものとする。
- (4) プレーヤーのショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に2つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ① 1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
 - ② 製造メーカーロゴはその数に入れない。
- (5) 各ソックス(対の一つ)には2つまで広告(製造メーカーロゴやマークを含む)を表示することができる。大きさは20cm²以内とする。プレーヤーまたはコーチが正規のソックスは勿論、圧縮/サポートソックスを着用する場合には各脚/足には合計2つまで広告を表示することができる。(サポータなどの医療用具の製造メーカーロゴはその数に入れない)
- (6) プレーヤーまたはコーチのアンダーウェア、リストバンド、バンダナ、サポータなどの医療用具に1つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。
- ① 1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
 - ② 製造メーカーロゴもその数に入れる。
 - ③ アンダーウェアなどにある広告は、シャツ、ショートパンツ、スカートやその他の着衣(ワンピースなど)で隠れていなければならない。その表示が見える位置にあってはならない。
- (7) 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記(1)~(6)の規定内で各大会独自の表示規定を定めることができる。
- (8) プレーヤーまたはコーチは、違法な、抽象的な、本来商業的な、あるいは独断的で政治的または宗教的な意図のある、入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それに類似したやり方のものを表に出してはいけない。(これは着衣ではない)
- (9) たばこの会社や製品に関する広告は禁止とする。
- (10) 本条でいうコーチとは、監督、コーチ、そのほか大会参加者(チームのそのほかのプレーヤーなど)などマッチ中に、コート競技区域内にあるコーチ席に座る可能性のあるものを指す。

以上